

公告第 8 号

規約の一部変更について

令和8年2月25日付ビック健保発第332号をもって関東信越厚生局に規約変更の認可申請したところ、令和8年3月6日付関厚発0306第9号をもって認可を得ました。また「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により子ども・子育て支援金の徴収が始まる為、届出を行い手続きが完了いたしましたので、下記のとおり公告します。

令和8年3月11日

ビックカメラ健康保険組合

理事長 吉村 友宏



記

ビックカメラ健康保険組合規約の一部を次のとおり変更する。

1. (標準報酬)
第42条2中「標準報酬月額(ただし、その額が340千円を超えるときは、340千円を標準報酬月額の基礎)」を「標準報酬月額(ただし、その額が410千円を超えるときは、410千円を標準報酬月額の基礎)」に改める。
2. (予備費の費途)
第45条中「予備費の費途」を「一般」「介護」「子ども」の勘定ごとに定める。
3. (準備金の保有方法)
第46条2中「準備金の保有方法」に、子ども・子育て支援納付金を加える。
4. (準備金以外の積立金の保有方法)
第47条中「前条第1号から第12号まで」を「前条第1号から第10号まで」に改める。
5. (公告の方法)
第49条中「この組合及び事業所の掲示板、ならびに、ホームページに掲示する。」を「この組合のホームページに掲示する。」に改める。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。